

### 地域振興券取り扱い店(特定事業者)の募集・登録

向日市が発行する地域振興券の取り扱いを希望される事業者は、特定事業者の登録が必要です。

#### ■登録できる業種

市内で事業活動している事業者

- (1)小売業(各種商品・衣料・身の回り品・飲食料品・自動車・自転車・家具什器・その他の小売)
- (2)飲食業(一般飲食店、その他の飲食店。ただし、風俗営業許可を得て行う事業者を除く)
- (3)運輸通信業(鉄道、道路旅客、道路貨物、倉庫、運輸サービス。ただし、郵便業、電気通信業を除く)
- (4)建設業(総合工事、職別工事、設備工事)
- (5)サービス業(洗濯、理容美容、浴場、駐車場、生活関連サービス、自動車整備、機械・家具修理、物品賃貸、専門サービス、協同組合、事業サービス、廃棄物処理、医療。ただし、娯楽業、宗教、政治・経済・文化団体並びに風俗営業許可を得て行う事業者を除く)

■募集・登録受付期間 2月8日(月)～18日(木)

※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

■募集・登録受付場所 市役所

■申請時に必要なもの 認印、金融機関口座番号等

■登録有効期間 3月1日(月)～11月30日(火)

#### ■募集・登録説明会

- 1月27日(水)午後2時～ 対象:寺戸町地域の事業者
- 1月28日(木)午後2時～ 対象:寺戸町以外の事業者
- 1月29日(金)午後7時～ 対象:27日、28日に出席できなかった事業者

※会場は、いずれも向日市福祉会館大会議室

■お問い合わせ 地域振興券推進本部事務局(内線510)又は、産業振興課商工振興係(内線239)

### 地域振興券とは

個人消費の拡大や商店街等地域経済の活性化などを目的に、緊急経済対策の一環として取り組むもので、向日市が発行する地域振興券は、向日市内のみで使うことができます。額面は、1枚当たり1,000円で釣り銭は出しません。使用期限は、交付開始の日から6か月です。地域振興券を取り扱うことができる業種は、小売業、飲食業、サービス業などです。地域振興券の取り扱いを希望される事業者は、市に登録し、ポスターを張って地域振興券が使える事業者であることを表示していただくことになります。

地域振興券に関する詳細な内容は2月1日号でお知らせします。

市では、ねたきりや痴呆の65歳以上の高齢者を家庭で介護している家族を対象に、介護者激励金を支給しています。対象は、高齢者、介護者と、市内に在住で、2月1日現在の条件に該当する人です。①寝たきりの高齢者を6か月以上介護している人 ②痴呆の高齢者を6か月以上介護している人 ※支給額は、いずれも年額7万円です。(平成10年7月に申請された人は、今回対象になりません) ■申込み 2月1日(月)～12日(金)に高齢者福祉課(内線340)へ。

### 向日市中小企業振興融資制度

#### ■融資条件

- ①市内に1年以上居住、かつ事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む中小企業者であって、今後も市内で継続して事業を営むことが確実であること
- ②市税を完納していること
- ③借入金の返済能力があること
- ④京都信用保証協会の保証対象業種であること。

	融資額	金融機関	利子補給	借入
	期間	利率	(36か月)	利率
運転資金	500万円 4年以内	併用不可 3.1%	2.8%	0.3%
設備資金	600万円 6年以内			
		3.3%	2.8%	0.5%

お問い合わせ 産業振興課(内線239)

## 日頃の練習の成果を発表します

### 公民館クラブ学習発表会

- 展示発表の部
- 2月27日(土)・28日(日) ■物集女公民館
- 2月20日(土)・21日(日) ■鶏冠井公民館
- 2月13日(土)・14日(日) ■森本公民館
- 2月6日(土)・7日(日) ■寺戸公民館

#### 展示発表の部

交通災害共済は、交通事故により、加入者が負傷あるいは死亡された場合に、入院・通院実日数に応じて、見舞金が支給される制度です。加入手続きは簡単です。年齢制限もありません。交通事故は、いつどこで起こるかわからないものです。

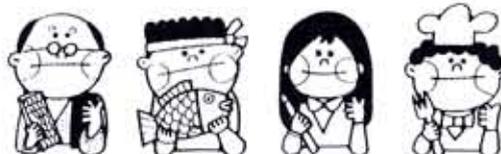
万一の事故に備えて加入しましょう。【加入できる人】向日市に住民登録か、外国人登録をしている人。【加入手続き】申込書に住所・氏名を記入するだけの簡単なものです。【掛け金】1人年額500円

【共済期間】平成11年4月1日～平成12年3月31日 【加入受付】市役所環境対策課:平日午前8時30分～午後5時 市民会館・各区事務所・公民館:平日午前9時～午後5時

【出張受付】向日町サテイ、2月1日(月)・3日(水)・4日(木) 5日(金)午後2時～6時 ※平成10年度加入者で、現在も治療を継続されており、平成11年3月31日以降も治療を受けられる場合は、3月31日までに平成11年度も加入していたかどうか、4月1日以降の治療については、支給の対象となりませんので忘れずに加入してください。 ■お問い合わせ 環境対策課(内線249)

### 国民年金は20歳から全員加入

学生、農業、自営業、無職などの人は、20歳になった時点で、第1号被保険者として必ず国民年金に加入しなければなりません。また、厚生年金、共済組合に加入している人に扶養されている配偶者は、第3号被保険者として加入しなければなりません。該当する人は、年金係で加入手続きをしてください。 ※第1号被保険者で加入手続きのない人については、年金手帳、保険料納付書を送付し、加入していただくこともあります。



お問い合わせ 保険年金課年金係(内線218)

### 第13回公民館クラブ学習発表会



#### 舞台発表の部

3月14日(日)市民会館ホールで

- 上植野公民館 3月6日(土)・7日(日)
- 中央公民館 3月13日(土)・14日(日)
- 舞台発表の部
- 日時 3月14日(日)午前10時～午後4時
- 場所 市民会館ホール
- プログラム
- 第1部 謡曲
- 第2部 歌謡・民謡
- 第3部 体操
- 【午後の部】
- 第4部 合唱・合奏
- 第5部 詩吟
- 第6部 舞踊(民謡・ダンス等)
- ※入場無料
- お問い合わせ 中央公民館 932-3166

## 指名業者の登録

11・12年度

市が発注する建設工事や業務委託、市が購入する物品等の一般(または指名)競争入札等に参加するためには、あらかじめ業者登録が必要です。今回の受付は、建設工事・コンサルタント・物品購入等すべての業者・職員名簿(技術者経歴書) ⑧ 格審査申請書(建設省全国統一様式) ⑨ 営業所一覧表 ⑩ 工事経歴書(測量等実績調査) ⑪ 許可証明書(登録証明書) ⑫ 商業登記簿謄本(法人) ⑬ 代表者の身元証明書(個人) ⑭ 納税証明書 ⑮ 技術職員名簿(技術者経歴書) ⑯ 2 測量・建設コンサルタンなどの請負 前記①～⑯の書類 ※以上の書類をファイル(黄色)に綴じること。 3 物品等の製造請負販売(向日市指定用紙) ①入札(見積) 参加資格審査申請書 ②営業経歴書 ③納税証明書 ④商業登記簿謄本(法人) 代表者の身元証明書(個人) ⑤許可等証明書(許可等が必要な業種) ⑥委任状(支社・支店・営業所などで登録する場合) ■お問い合わせ 総務課 財係(内線290) ※提出要領等については、総務課 財係で配布しています。

### 就学前児童交通安全教室

ぼくとわたしの交通安全

1月28日(木) 市民会館ホール



- 1部(幼稚園・一般) 午前10時30分～
- 2部(保育所・一般) 午後1時30分～

■対象 市内の幼稚園・保育所に在籍及び一般の5歳児 環境対策課(内線249)・向日市交通対策協議会・京都府向日町警察署